

# 建設工事における労働災害防止対策

令和5年12月

# 労働安全衛生法制定の背景

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、雇用者、産業界、ひいては国にとっても最大限尊重すべきもの。

**労働安全衛生法は、労働基準法から独立する形で、昭和47年に制定された。**

- 労働安全衛生関係法令の再整理を通じた**明瞭さ**の改善
- 労働安全衛生事項に係る**社会的関心**の喚起
- 責任の主体の変更
  - 使用者      **事業者**
  - 経営首脳の責任の強化と建設業における**元請事業者**の責任の強化
- 労働環境の変化への対応  
(技術革新、先進機器...)

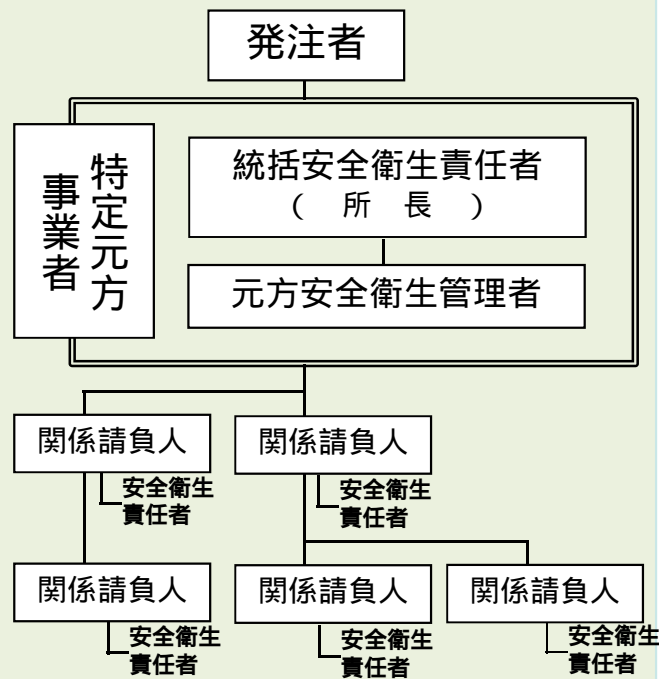
# 労働安全衛生法令の概要（その1）

事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保しなければならない。

このため、事業者は、

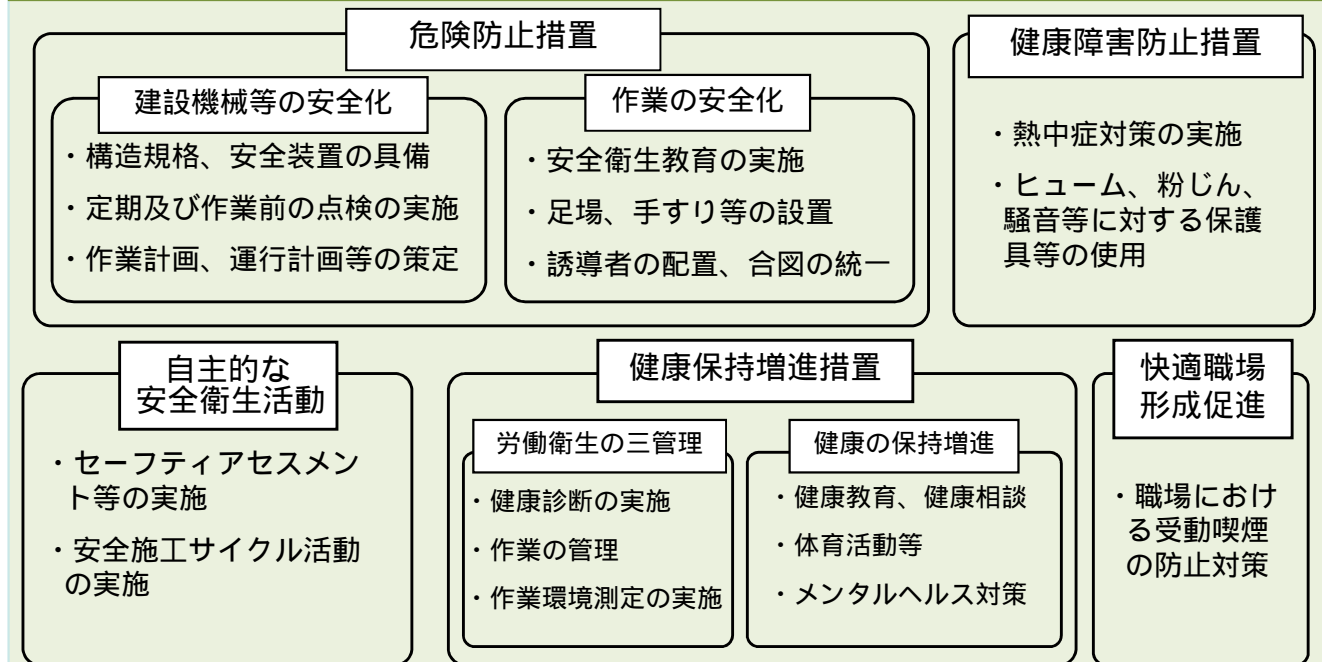
安全衛生管理体制を確立し、労働災害を防止するための具体的措置を実施する義務を負う。

## 安全衛生管理体制の確立



安全衛生管理体制の例  
(一般的な工事現場の場合)

## 具体的措置



労働基準監督官等による監督・指導  
(都道府県労働局、労働基準監督署)

# 労働安全衛生法の概要（その2）

## ○労働災害とは

労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること（第2条）。

## ○事業者とは

事業を行う者で、労働者を使用するもの（第2条）。

## ○事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない（第3条）。

### 省令等で規定されるのは主に事業者への規制

## ○労働者の責務

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない（第4条）。

### 労働者に責務が課されるのはレアケース

【労働者に責務が課されているケース】

（健康診断）労働安全衛生法第66条

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

（略）

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。（以下略）

# 建設業に係る安衛法令の体系 (参考)

建設現場では、関係請負人が輻輳して作業を行うという特殊性から、発注・請負関係に基づき、発注者や元方事業者にも危険を防止するための措置として、受注者に対する配慮、関係請負人に対する指導、協議組織の設置などを義務付けている。

## 発注者の義務

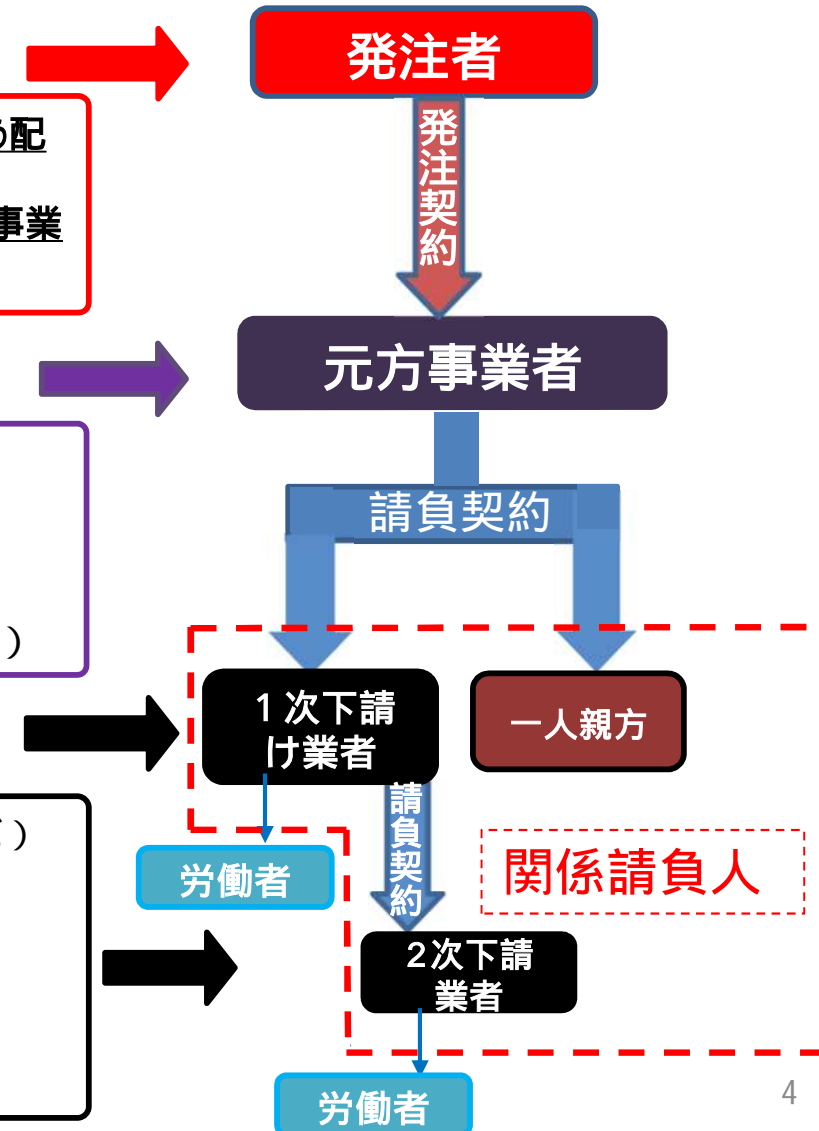
施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮（法第3条第3項）  
一の場所で、二以上の元請事業者に請け負わせている（分割発注）場合、元請事業者のうちから、統括安全衛生管理を講ずべき者を指名（法第30条第2項）

## 元方事業者等の義務

関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないよう指導（法第29条）  
重層下請による労働者の混在作業によって生ずる労働災害防止のため、  
・ 協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、作業場所の巡視  
・ 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導・援助等の実施（法第30条）  
（請負人の労働者に使用させる場合の）足場、クレーン等の安全確保（法第31条）

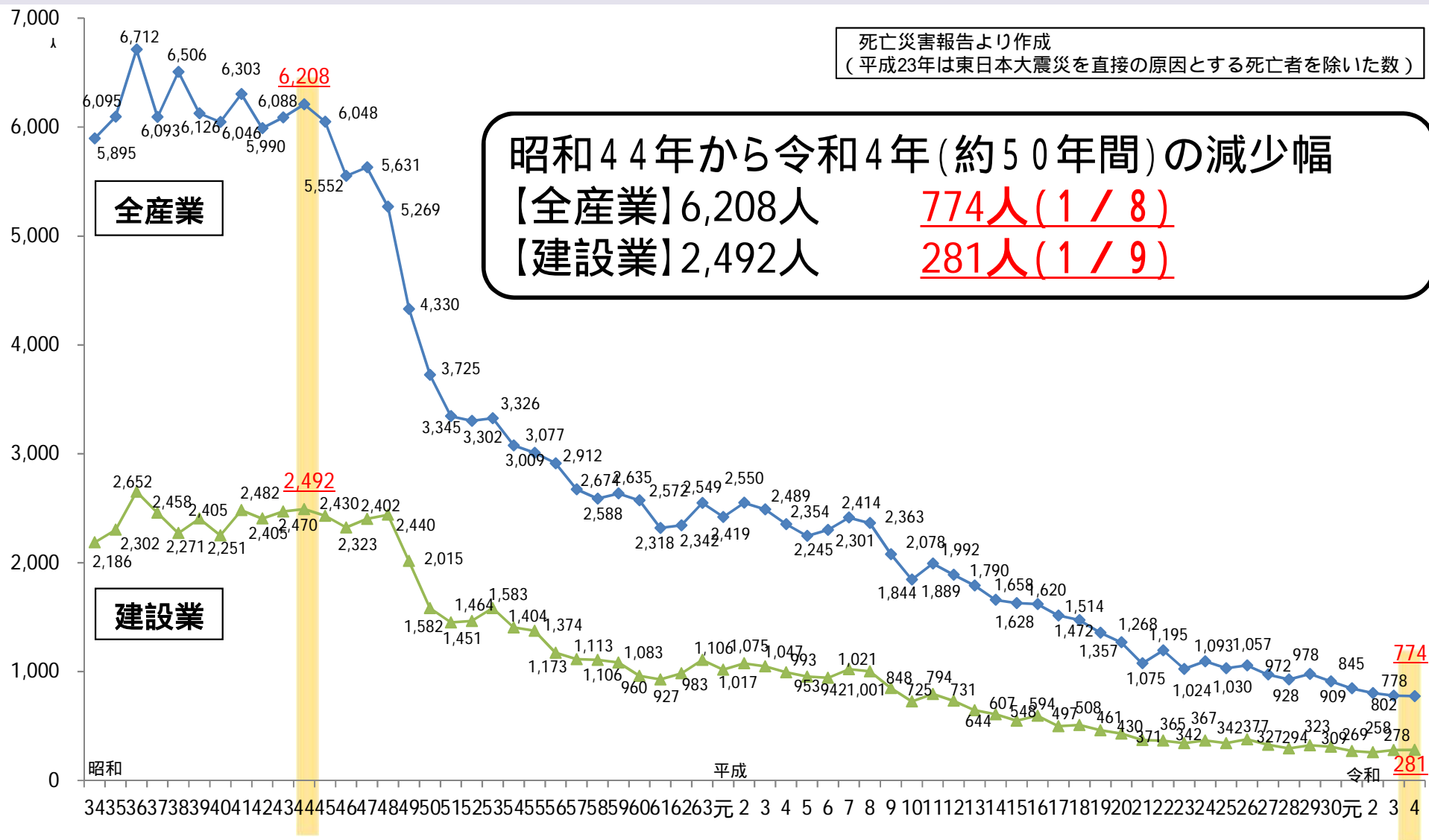
## 労働者を雇う事業者の義務

機械等の安全対策（クレーン、玉掛け、車両系建設機械、車両系荷役運搬機械 など）  
足場、通路、作業構台などの安全対策（墜落・転落防止対策など）  
危険物・有害物による危険・健康障害防止対策（化学物質の管理、ばく露防止など）  
リスクアセスメントの実施  
労働者への安全衛生教育（雇入れ時教育、特別教育など）  
健康診断の実施（一般健康診断、特殊健康診断）など



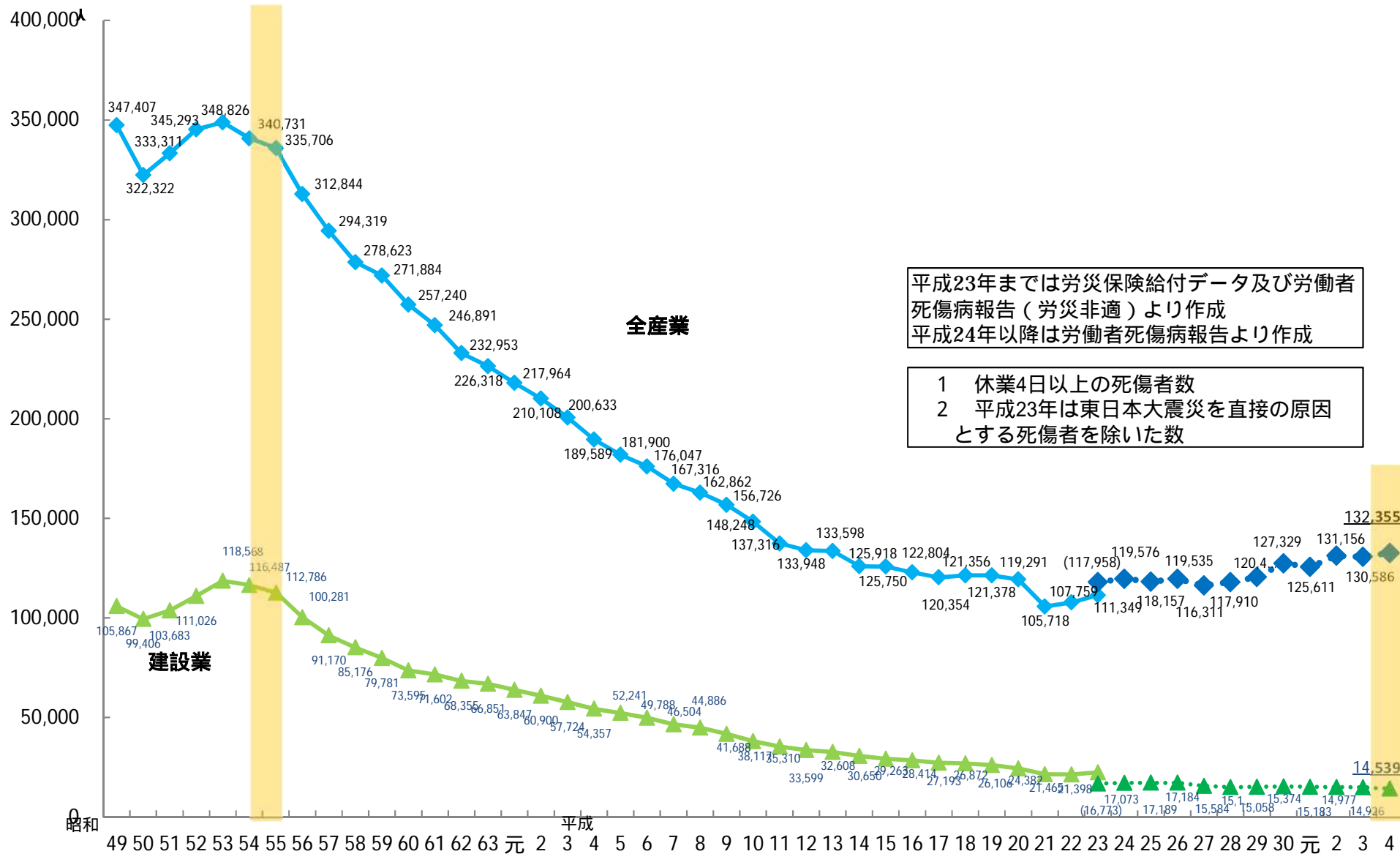
# 死亡災害発生状況の推移

建設業の死亡災害は令和4年までの過去50年間で大幅に減少。



# 死傷災害発生状況の推移

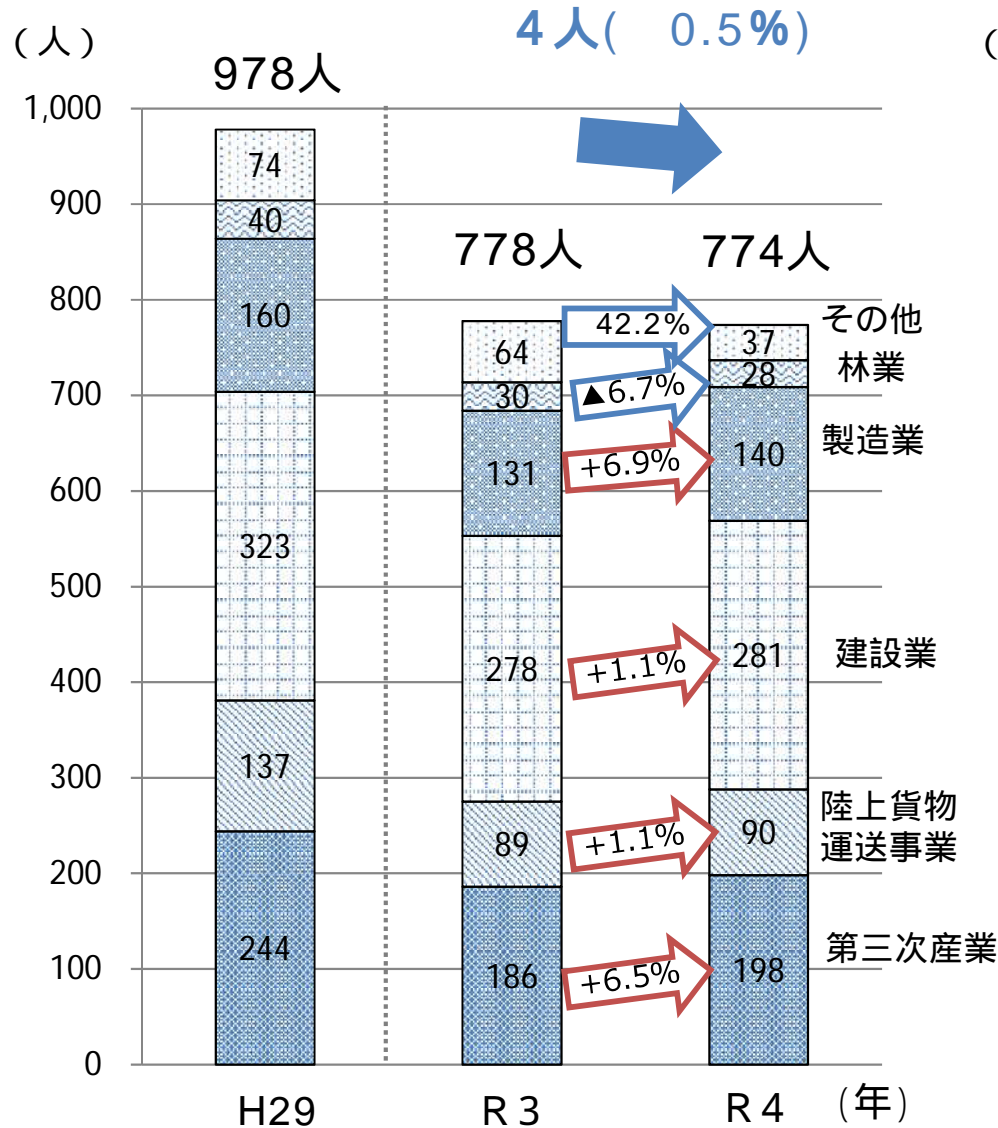
**建設業**は、死傷災害（休業4日以上）も**着実に減少**。



# 令和4年 業種別労働災害発生状況（確定値）

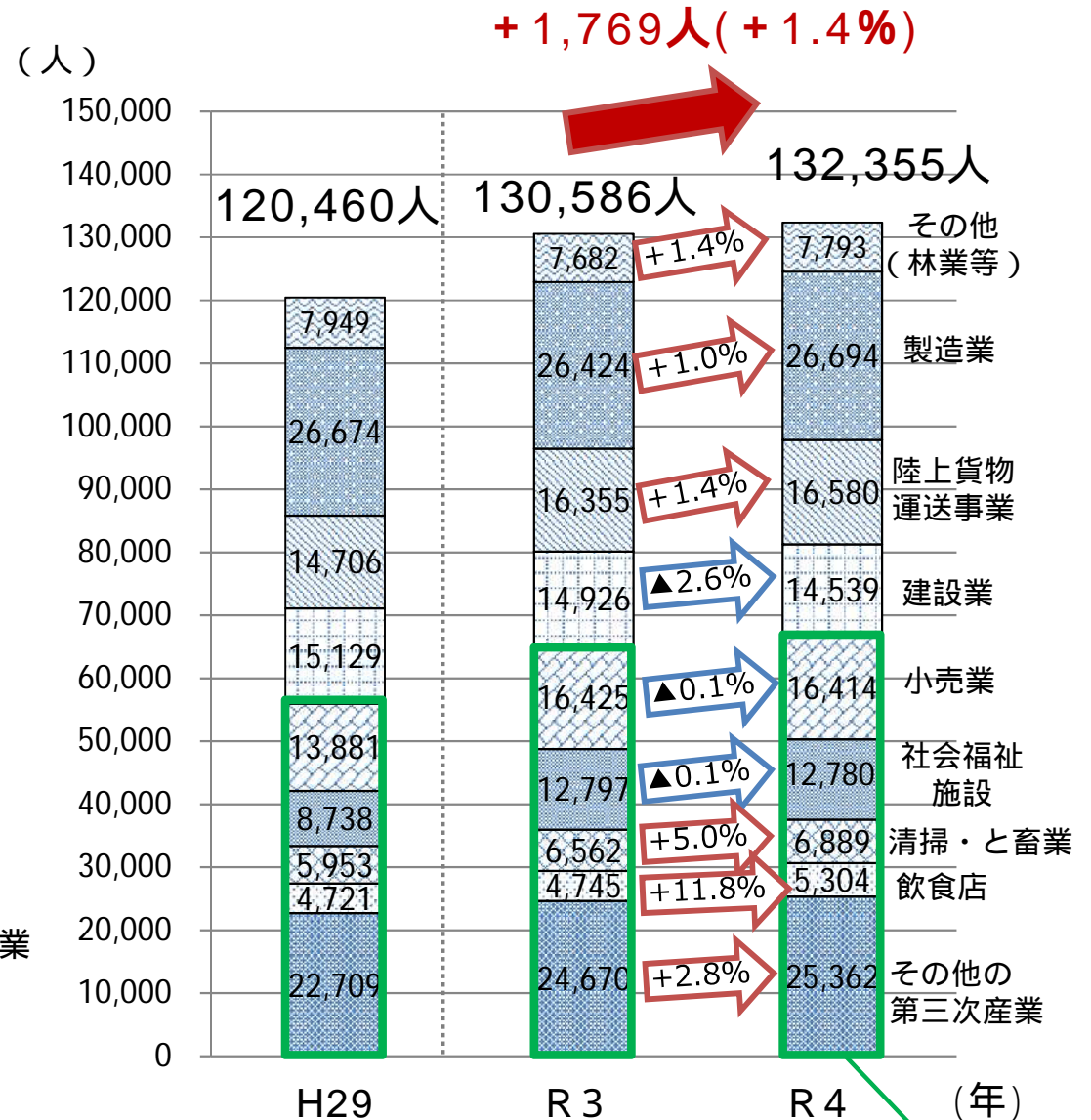
令和4年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和5年4月7日までに報告があったものを集計したもの  
第13次労働災害防止計画において、平成29年と比較して令和4年までに死亡者数は15%以上の減少、死傷者数は5%以上の減少を掲げている。

死亡者数



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷者数



出典：労働者死傷病報告

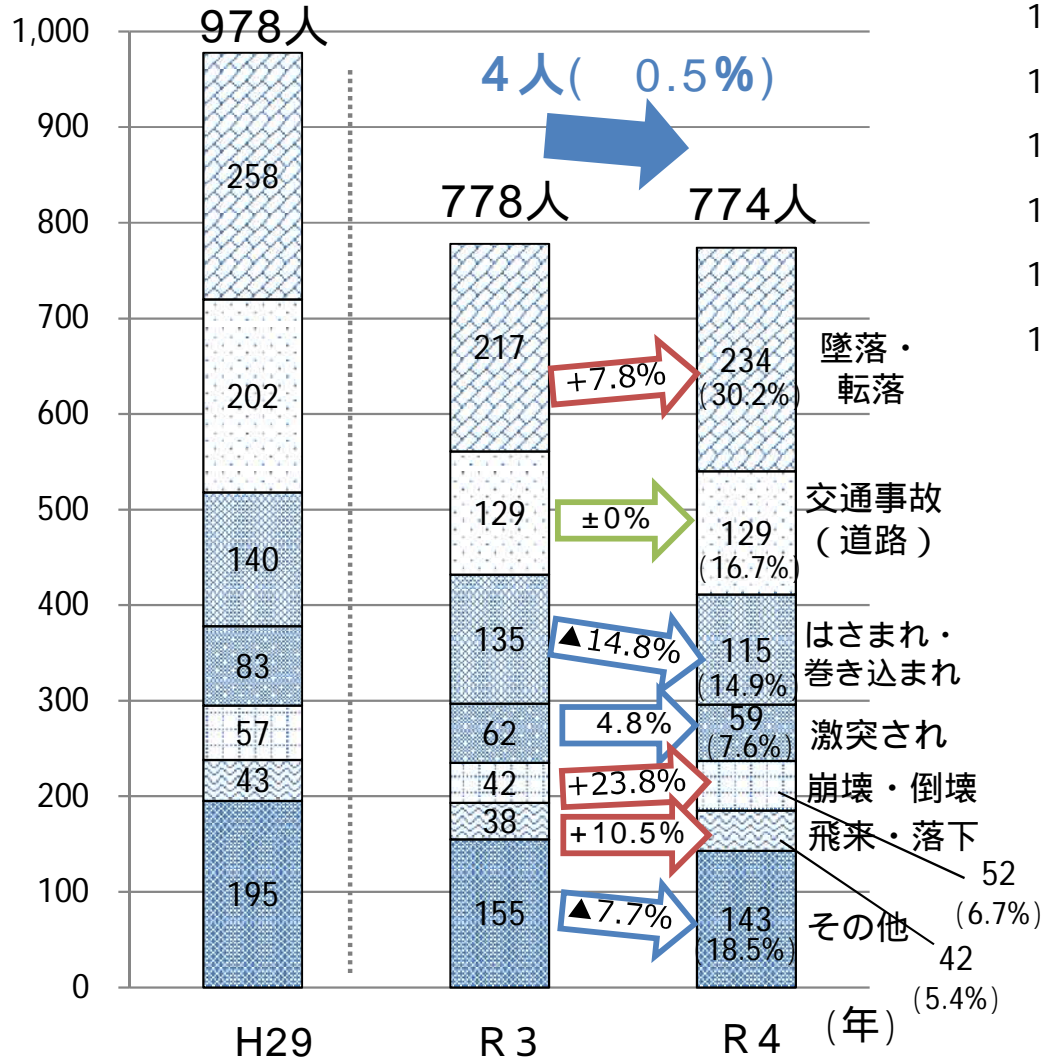
新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。



# 令和4年 事故の型別労働災害発生状況（確定値）

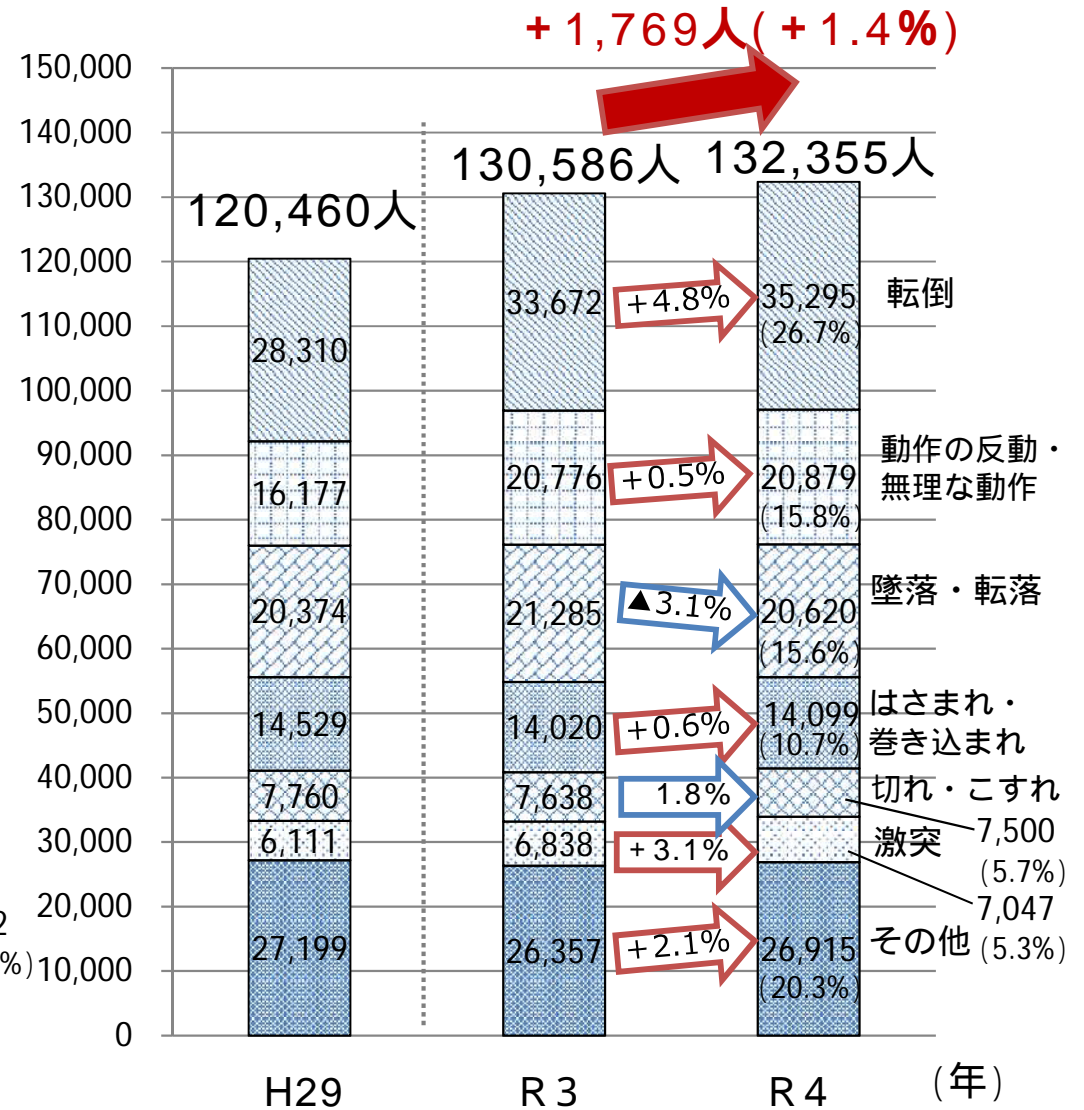
令和4年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和5年4月7日までに報告があったものを集計したもの  
 第13次労働災害防止計画において、平成29年と比較して令和4年までに死亡者数は15%以上の減少、死傷者数は5%以上の減少を掲げている。

死亡者数



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷者数



出典：労働者死傷病報告

新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

# 建設業における労働災害の発生状況

建設業における墜落・転落災害防止については、災害防止計画<sup>(注1)</sup>の重点対策として、取り組んでいる。

(注1) 労働安全衛生法に基づく「第14次労働災害防止計画」(令和5年度～令和9年度)において、重点事項の1つに「建設業における墜落・転落災害等の防止」を位置づけ、死亡者数を令和4年と比較して、令和9年までに15%以上減少させることを目標としている。

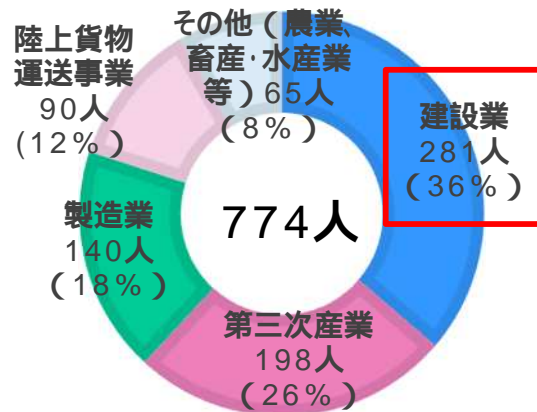
建設業における死亡災害数、そのうち墜落・転落災害による死亡災害数 (資料出所：死亡災害報告(厚生労働省))

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	前年比較	H29年比較
死亡災害	430	371	365	342	367	342	377	327	294	323	309	269	256	278	281	3人 1.1%増加	42人 13.0%減少
墜落・転落災害	172	147	159	154	157	160	148	128	134	135	136	110	95	110	116	6人 5.4%増加	19人 14.0%減少

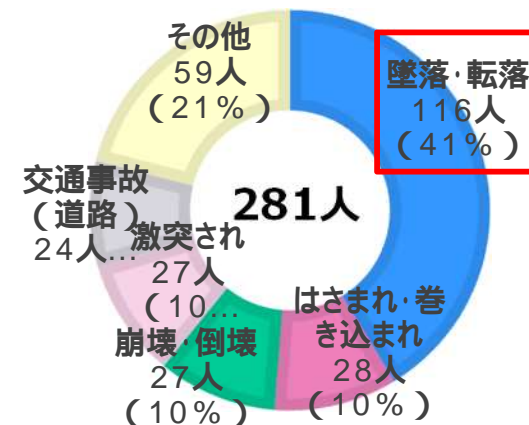
建設業における死傷災害数、そのうち墜落・転落災害による死傷災害数 (資料出所：労働者死傷病報告より作成(厚生労働省))

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30/R1	R2	R3	R4	前年比較	H29年比較
死傷災害	17,073	17,189	17,184	15,584	15,058	15,129	15,374	15,183	14,790	14,926	14,539	387人 2.6%減少	590人 3.7%減少
墜落・転落災害	5,892	5,983	5,941	5,377	5,184	5,163	5,154	5,171	4,756	4,869	4,594	275人 5.6%減少	569人 11.0%減少

死亡災害の業種別内訳 (令和4年)

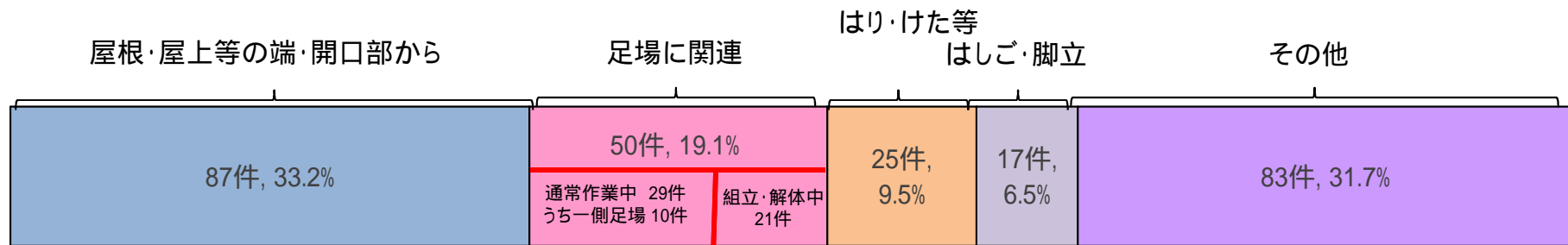


新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除外したものの建設業の死亡災害の事故の型別内訳 (令和4年)

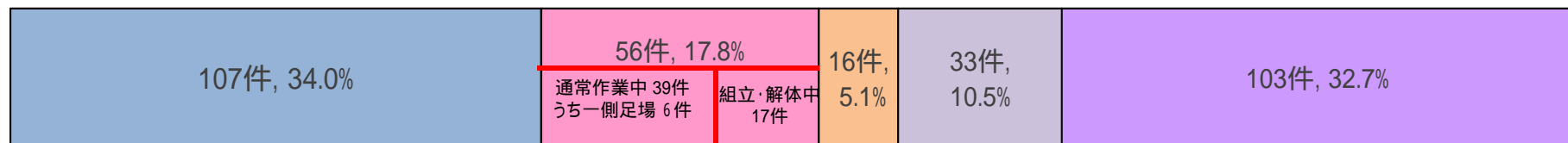


## 建設業の墜落・転落災害の内訳

建設業の墜落・転落による死亡災害のうち、屋根・屋上等の端・開口部からの災害が約3割、足場からの災害が約2割であった。  
 (木造建設工事における) はり・けた等からの災害、はしご・脚立等からの災害も一定数を占めている。  
 平成27～28年と、令和元年～3年の傾向は概ね変わらない。



平成27～28年発生分(262件)



令和元年～3年発生分(315件)

# 建設業における墜落・転落防止対策の検討

## ～ 「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」 ～

### 趣 旨

建設業における墜落・転落による死亡災害は長期的に減少傾向にあるが、建設工事の現場においては、今なお墜落・転落による死亡災害が最も多い。

このため、建設業における墜落・転落災害の防止対策を一層充実強化していくために、労働安全衛生法令の改正も視野に必要な方策について検討することとする。

### 検討事項

- (1) 足場等からの墜落・転落防止対策（「より安全な措置」等を含む）のあり方について
- (2) 屋根等の端からの墜落・転落防止対策のあり方について
- (3) その他

### 開催状況

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 第1回：平成30年5月  | 第2回：平成30年8月 |
| 第3回：平成30年10月 | 第4回：平成31年1月 |
| 第5回：令和4年7月   | 第6回：令和4年8月  |
| 第7回：令和4年9月   |             |

### 会合における主な論点

- (1) 屋根・屋上の端等からの墜落災害防止対策について（法令周知・教育等）
- (2) 足場の通常作業中の墜落災害防止対策について  
足場の安全点検の強化について  
一側足場の取扱いについて
- (3) 足場の組立・解体中の墜落災害防止対策について

### （参集者 令和4年9月時点）

- |        |   |
|--------|---|
| 遠藤 雅一  | 日建リース工業(株)技術安全本部長                         |
| 大幢 勝利  | (独)労働者健康福祉機構労働安全衛生総合研究所<br>研究推進・国際情報センター長 |
| 小岸 昭義  | (株)OGISHI代表取締役                            |
| 蟹澤 宏剛  | 芝浦工業大学建築学部建築学科教授【座長】                      |
| 鈴木 央   | (株)鈴木組代表取締役                               |
| 込田 幸吉  | (株)こみた建築代表取締役社長                           |
| 杉森 岳夫  | 全国仮設安全事業協同組合安全監理部長                        |
| 関根健太郎  | 関根建設(株)専務取締役                              |
| 武石 和彦  | (一社)仮設工業会技術審議役                            |
| 南雲 隆司  | (株)タカミヤ執行役員<br>開発本部本部長                    |
| 本多 敦郎  | 日本建設業連合会安全委員会安全対策部会長<br>鹿島建設(株)安全環境部長     |
| 青木 富三雄 | 住宅生産団体連合会環境・安全部長                          |
| 最川 隆由  | 全国建設業協会労働委員会委員<br>西松建設(株)安全環境品質本部安全部長     |
| 西田 和史  | 建設業労働災害防止協会技術管理部長<br>(敬称略)                |
- （オブザーバー）
- 国土交通省大臣官房技術調査課  
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課

# 建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化 に関する実務者会合報告書の概要

## 労働災害発生状況

- 建設業における労働災害は長期的には減少しているものの、未だに300人近くの方が亡くなっている（令和3年は288人）。
- 建設業における死亡災害、死傷災害で最も多い災害は墜落・転落災害であり、死亡災害では約4割、死傷災害の3割を占めている。
- 建設業における死亡災害を墜落箇所別に見ると、屋根等の端・開口部からが約3割、足場からが約2割を占めている。その他、はしご、脚立からの墜落・転落災害が近年増加している。

## 災害の特徴と課題

- 屋根等の端・開口部からの墜落・転落災害では、特に小規模工事において、対策を実施するためのノウハウの不足等から手すり等の設置や要求性能墜落制止用器具の使用等、法令上の措置が不十分。
- 足場での通常作業中の墜落・転落災害では、手すり等がなく、足場の安全点検が行われていない事例が散見されている。
- 一側足場にあっては、法令上手すり等の設置義務がない。
- 足場の組立・解体中の墜落災害では、手すり等がない場合に墜落制止用器具を親綱にかけておらず転落したケース等が認められた。

## 講すべき対策

### \* は法令改正事項

### 1. 屋根・屋上等の端・開口部からの墜落・転落防止対策

#### マニュアルの作成・普及

- 最新の木造家屋建築工事における墜落等防止対策
- はしご・脚立（内装工事を含む）からの墜落防止対策
- 2m未満の低所からの墜落転落防止対策

### 2. 足場での通常作業中の墜落・転落防止対策

#### 足場点検の確実な実施

- \* あらかじめ点検実施者を指名（作業開始前及び組立て等後点検）
- \* 点検実施者の氏名の記録及び保存（組立て等後点検）
- 組立て等後点検実施者は足場の組立て等作業主任者で能力向上教育を受講した者等を推奨、点検実施者の能力と労働災害や法令違反との関係について調査・検討

#### 一側足場の使用範囲の明確化

- \* 本足場の設置に十分なスペースがある場合には、本足場を使用することを原則

### 3. 足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策

#### 作業手順の遵守徹底

- 足場の組立・解体作業時における正しい作業手順の遵守の徹底
- 手すり先行工法等の普及促進

- 「手すり先行工法等に関するガイドライン」の内容の充実（足場部材の最新の安全基準の反映等）、周知・指導とフォロー

### 4. 足場の壁つなぎの間隔

- くさび緊結式足場での壁つなぎ間隔等について、足場に関する科学的知見の収集とデータに基づいた対応

## 将来の課題

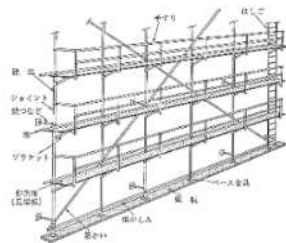
- デジタル技術等新技術の活用・反映、高所作業従事者の安全衛生教育の在り方の情報収集等

# 足場からの墜落・転落災害防止対策の充実強化に係る 改正労働安全衛生規則について

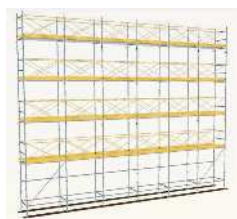


## 1 一側足場の使用範囲を明確化

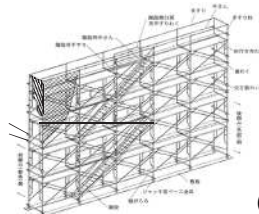
主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（ ）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



本足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



( ) 令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

## 2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

## 3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

## 4 施行日等

公布日：令和5年3月14日

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

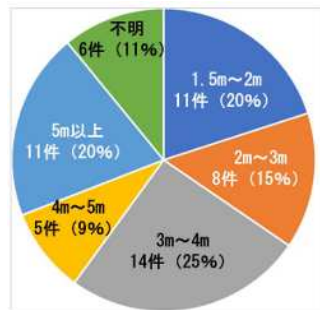
# はしごからの墜落防止対策について

## はしごからの墜落・転落災害の動向

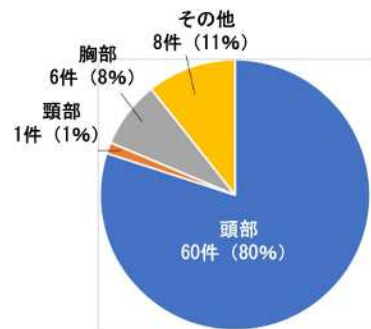
- はしごからの墜落災害については、近年増加傾向にあり、死亡災害も多く発生しているところ。
- (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、「はしごからの墜落・転落防止に関する研究」を行い、死亡災害の詳細を分析した。

## はしごからの墜落・転落災害の詳細

- 分析した死亡災害のうち、約7割が5m未満の比較的低所からの墜落であり、2m未満の低所からの墜落災害も約2割であった。
- 死亡した被災者のうち、8割の障害部位は頭部であった。
- 死亡した被災者のうち、墜落保護用の保護帽を着用していたのは18%であり、そのうち半数が保護帽が脱落していた。
- あごひもが耳ひもに固定されていないため脱落した可能性がある。



被災者の墜落高さ



被災者の障害部位



# 元方事業者による巡視のデジタル活用

## 元方事業者の職場巡視

- 労働安全衛生法第30条第1項では、建設業及び造船業の元方事業者は、協議組織の設置運営、作業間の連絡調整等、混在作業による危険を防止するために必要な措置を講じなければならないとされている。
- 特定元方事業者による巡視は、作業間の調整が適正に実施されているかどうか、さらに作業場所における機械、設備等が安全に保たれているかどうかといった点を確認するためのもの。また、不安全な作業あるいは危険な状況があれば必要な措置を講ずるもの。
- 労働安全衛生規則第637条により当該巡視は毎作業日ごとに1回以上行うこととされている。

## 経緯等

- 第4回デジタル臨時行政調査会（2022.6.3日開催）において「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を策定。
- 我が国における全ての法令の中で、7項目のアナログ規制（「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」）及び「FD等の記録媒体を指定する規制」に該当するアナログ行為を求める場合があるものを精査。
- 臨時行政調査会（第6回、2022,12月）において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を公表。
- 特定元方事業者による巡視は令和6年度6月までに見直しを完了することとしている。

## デジタル活用の方向

**【原則】** 安全衛生水準の低下を招かないこと。

### 【実効性の担保】

- 作業の状況、機械・設備等の安全を確認できるよう、現場に直接赴くことと同等の情報を入手できること。
- 不安全な状況、危険な作業を現認したとき、即座に作業を停止させることができること等、労働災害を未然に防ぐための措置を速やかに講ずることができること。

### 【対応】

- 「特定元方事業者による遠隔巡視のあり方検討作業部会（建災防）」において、ウェアラブルカメラ、定点カメラの活用や、活用当たりの留意点、直接巡視が必要な場合等の具体的措置について検討中。



# 熱中症の基本対策

「職場における熱中症予防対策マニュアル」より、**作業環境管理、作業管理、健康管理**の3つのポイントにより熱中症の基本的な対策を実施。

## 1 作業環境管理

WBGT値（暑さ指数）の測定

- ・ **作業場所のWBGTを測定**、監督署にも携帯指数計を配備

WBGT値が基準値を超えるような作業では

- ・ **WBGT値低減のために屋根、休憩場所、通風・冷房設備、水分・塩分の補給設備等の整備**

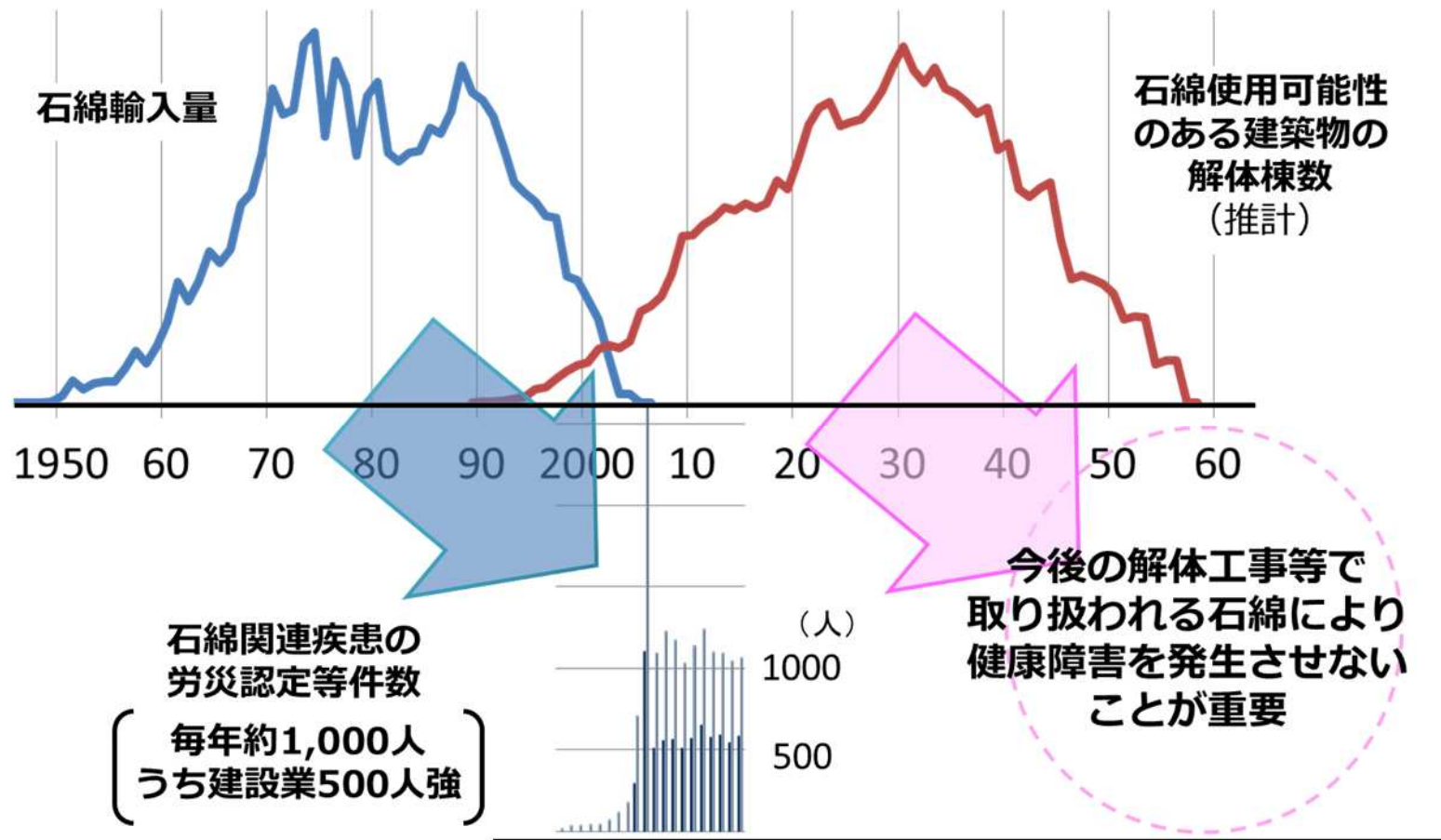
## 2 作業管理

- ・ 休憩時間、連続作業時間の短縮、計画的な熱への順化、**定期的に水分・塩分摂取すること**、巡視、必要時の作業中断 など
- ・ 暑熱作業が続く場合は、作業開始時の体温を下げる**プレクーリング**も一案

## 3 健康管理

- ・ 基礎疾患などを考慮した就業上の配慮、日常の健康管理指導、**作業開始前の健康状態（睡眠不足や前日の飲酒など）の確認**

# 石綿輸入量と石綿使用建築物解体棟数の推移






# 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

## 事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・ **建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者等**による**事前調査（\*1）**を確実に実施。**調査結果に基づき適切に石綿ばく露防止対策**を講じる \*1 令和5年10月施行（工作物の事前調査は令和8年1月施行）
- \*2 国等は、関係省庁との連携や解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）の配慮義務について周知等を図る
- ・ 第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、**呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底等**による自主的取組を推進する



自社の**建築物等**で**アスベスト**を使用する製品がないか、ご確認ください

	事前の措置	解体作業時の措置	管理		
<b>レベル1</b> 石綿含有吹付け材 	<b>事前調査結果等</b> （一定規模以上の工事*1が対象） ↓ <b>報告</b>	<b>発生源対策</b> 湿潤化  <b>ばく露防止対策</b> 呼吸用保護具 保護衣  関係者以外の立入禁止  石綿作業主任者の選任  付着物の除去 飲食喫煙の禁止 掲示	保護具等の管理  健康診断  調査結果の3年保存、現場への備え付け  作業状況等の写真等による記録  （3年保存）		
<b>レベル2</b> 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 				計画届 十四日前  作業者に対する特別教育	<b>負圧隔離</b> 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認等  <b>隔離</b> 負圧は不要
<b>レベル3</b> スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材 					

1 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事  
 2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

# 令和5年度 建設業における安全衛生対策【概要】

## 1. 安全対策

- 1 足場等からの墜落・転落防止対策
- 2 はしご・脚立からの墜落・転落防止対策
- 3 墜落制止用器具の適切な使用
- 4 建設工事の現場等における荷役災害防止対策
- 5 転倒災害の防止
- 6 交通労働災害防止対策
- 7 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
- 8 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策
- 9 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
- 10 高年齢労働者等の労働災害の防止
- 11 外国人労働者に対する労働災害防止対策
- 12 一人親方等の安全衛生対策
- 13 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策
- 14 伐木等作業の安全対策
- 15 安全な建設機械の普及
- 16 建設工事関係者連絡会議の運営等
- 17 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

## 2. 労働衛生対策・化学物質対策

- 1 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進
- 2 熱中症対策
- 3 じん肺予防対策
- 4 騒音障害防止対策
- 5 化学物質による健康障害防止対策
- 6 石綿健康障害予防対策
- 7 危険有害な作業を行う場合の請け負わせる一人親方等への措置
- 8 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

## 3. 共通的な対策等

- 1 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 2 建設業における安全衛生教育の推進
- 3 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進

(関連通達)

「令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)」(R5.3.31付け 基安安発0331第5号、基安労発0331第2号、基安化発0331第1号)

# 貨物自動車における荷役作業時の災害防止に係る 改正労働安全衛生規則について

(1-4関係)

## 1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、**昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務**が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、**最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大**するもの。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とするもの。

## 2 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための**特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）**を規定するもの。

併せて、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学科教育（計4時間）及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育（2時間））を新たに規定するもの。

## 3 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とすること等とするもの。

## 4 施行日等

公布日：令和5年3月14日

施行期日：令和5年10月1日（2の特別教育の義務化については令和6年2月1日）

# 改正労働安全衛生規則パンフレット

## トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。  
特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

### 改正のあらまし

- 1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます  
これまでが総重量5トン以上の貨物自動車に適用されていたものが、新たに総重量2トン以上5トン未満の貨物自動車に適用。また、荷役作業の、荷役装置、昇降設備の設置が義務づけられます。
- 2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます  
テールゲートリフターの操作に係る、特別教育4科目。昇降設備の設置が義務化されることにより適用されます。
- 3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます  
特別教育が課せられてテールゲートリフターを操作する場合は、移動の際、高さ調整が可能なもの。その高さ調整が適切に行われることが求められます。

## 1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます R5.10.1 施行

### ● 昇降設備について（安衛則第151条の62 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが増加されます。  
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のものほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ床階グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

対象車	2トン以上5トン未満	5トン以上	備考
荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車	○	○	2トン以上5トン未満の貨物自動車については、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車に該当する場合は、昇降設備の設置義務の対象となります。

### 【テールゲートリフターをステップとして使用する際の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、昇降設備として適切に使用してください。



昇降設備として、テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、昇降設備として適切に使用してください。

### ● 保護帽について（安衛則第151条の74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

1. 1人乗乗車が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の前面が構造上開放されているもの又は構造上開放できるもの（半ボディ車、ワイング車等）。

2. 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽では、型式認定に合格した「堅固型保護帽」のものを使用する必要があります。

対象車	2トン以上5トン未満	5トン以上	備考
荷を積み卸す作業を行うときに、保護帽の着用義務の対象となる貨物自動車	○	○	2トン以上5トン未満の貨物自動車については、構造上開放されているもの又は構造上開放できるもの、及びテールゲートリフターが設置されているものに該当する場合は、保護帽の着用義務の対象となります。

## 2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます R6.2.1 施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。  
また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年保存する必要があります。

※ テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車に該当する場合は、昇降設備の設置義務の対象となります。

	科目	時間	併修
特別教育	テールゲートリフターの操作	テールゲートリフターの構造、操作の仕方、安全装置の仕組み、テールゲートリフターの点検方法等	15分程度
	昇降設備の設置	昇降設備の構造、設置の仕方、安全装置の仕組み、昇降設備の点検方法等	20分程度
昇降設備	昇降設備の構造、設置の仕方、安全装置の仕組み、昇降設備の点検方法等	20分程度	併修
特別教育	テールゲートリフターの操作	20分程度	併修

### 【一部省略できる者】

1. 特別教育を受ける必要のない労働者（労働安全衛生法第67条第2項第1号）
2. 特別教育を受ける必要のない労働者（労働安全衛生法第67条第2項第2号）
3. 特別教育を受ける必要のない労働者（労働安全衛生法第67条第2項第3号）
4. 特別教育を受ける必要のない労働者（労働安全衛生法第67条第2項第4号）
5. 特別教育を受ける必要のない労働者（労働安全衛生法第67条第2項第5号）
6. 特別教育を受ける必要のない労働者（労働安全衛生法第67条第2項第6号）
7. 特別教育を受ける必要のない労働者（労働安全衛生法第67条第2項第7号）
8. 特別教育を受ける必要のない労働者（労働安全衛生法第67条第2項第8号）
9. 特別教育を受ける必要のない労働者（労働安全衛生法第67条第2項第9号）
10. 特別教育を受ける必要のない労働者（労働安全衛生法第67条第2項第10号）

## 3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます R5.10.1 施行

走行のための運転位置とテールゲートリフターの操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の上乗務の適用が除外されます。なお、ブレーキを踏みかける等の貨物自動車の法定止機構については、引当額が課税行われることに留意ください。また、法定止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

# (参考)陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会報告書概要

(赤字は安衛則改正案関係部分)

## トラックの荷台からの墜落・転落による危険防止対策

### 【現状と課題】

#### 労働安全衛生規則

最大積載量5トン以上の貨物自動車には昇降設備の設置(第151条の67)や保護帽の着用(第151条の74)が義務づけられている。

#### 陸運業におけるトラックからの墜落・転落災害の現状

- 陸運業の死傷災害のうち最も多いのは墜落転落災害。陸運業の墜落・転落による死亡災害の分析の結果、最大積載量5t以上のトラックからの災害が約5割、最大積載量2t以上5t未満のトラックからの災害が約4割。最大積載量2t未満のトラックに起因する災害件数は少ない。
- 墜落・転落災害を車両の種類別に見ると、平ボディ、ウイング車で約5割を占め、側面が開放できる構造のもので多く発生している。
- 被災者のうち休業6月以上と重篤な者の7割は保護帽未着用。

#### 保護帽の着用状況

- 令和3年に荷役作業中に発生したトラックからの墜落・転落による死亡災害10件のうち、最大積載量5t未満トラックに起因する4件すべてにおいて、保護帽が適切に着用されていたれば死亡に至らなかったと考えられる。
- アンケートの結果、最大積載量2トンから4.5トン未満のトラック所有事業者のうち、労働者に保護帽を着用させていると回答したものが80%。着用させていない事業者の5割が「法令の義務がないため」と回答。

### 【提言】

昇降設備の設置や保護帽の着用義務の範囲を2t以上の貨物自動車に拡大

#### 昇降設備設置の拡充

最大積載量2トン以上の貨物自動車を昇降設備の設置義務対象とし、その使用を徹底させる必要がある。

#### 保護帽着用の対象拡充

最大積載量が2トン以上の貨物自動車の荷役作業に従事する労働者に保護帽の着用を義務付けることが有効である。なお、最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車で、次のいずれかに該当する場合は、保護具着用義務の対象外とすることが望ましい。

- 荷の積卸し場所に専用の作業台・プラットフォーム等が設置され、荷台に昇降する必要がない
- 墜落・転落災害を防止する対策として、貨物自動車に適切な昇降設備が備えられ、かつ、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われない荷台の構造である。

## テールゲートリフター作業における安全対策

### 【現状と課題】

#### テールゲートリフター(TGL)の災害

- TGLに関連する死傷災害は令和2年は330件発生。このうち4割以上が休業見込日数60日以上となっており、フォークリフトに起因する災害の休業日数割合4割弱を上回っている。また、死亡災害も毎年複数発生。
- TGLに起因する災害の6割が不適切な取り扱いによるもの。その多くは、TGLに荷と作業員が一緒に乗って昇降している際に、荷の移動や転倒に伴い発生。
- TGLの構造や特性に起因するリスクに係る知識が不十分。

### 【提言】

#### 安全衛生教育の義務化

テールゲートリフター作業に起因する災害の防止には、TGLの機能や危険性を正しく認識した上で、安全な作業方法を身に付けることが有効であり、事業者に対し、TGLを使用する者に対する教育を**法令上義務付けることが必要**。

#### 荷台の高さにある昇降板上での作業における保護帽の着用

TGLはトラック荷台から昇降板への荷の移動および昇降板からトラック荷台への荷の移動作業時には、昇降板の端からの墜落・転落のおそれがあるため、**TGLを用いた作業時に保護帽の着用を義務付ける**ことが必要

#### TGL昇降板への人の搭乗の構造要件についての継続検討

「テールゲートリフター構造要件の策定に関する委員会」(労働安全衛生総合研究所)において、本提言についても併せて検討いただきたい。

## ロールボックスパレット取扱い作業における安全対策 フォークリフト作業における安全対策 荷主等庭先での荷役作業についての荷主等の役割



テールゲートリフターの例

# 転倒災害防止対策について

(1 - 5 関係)

## 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

### 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)  
➢転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)  
➢バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)  
➢敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)  
➢適切な通路の設定  
➢敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)  
➢設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)  
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
➢転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

### 「滑り」による転倒災害の原因と対策

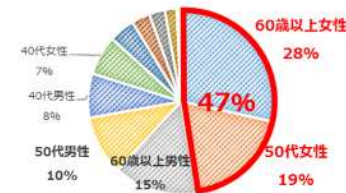
- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)  
➢従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)  
➢水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)  
➢滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
➢防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)  
➢隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)  
➢雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます  
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

## 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



### 性別・年齢別内訳



### 転倒による怪我の態様

●骨折（約70%）

- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

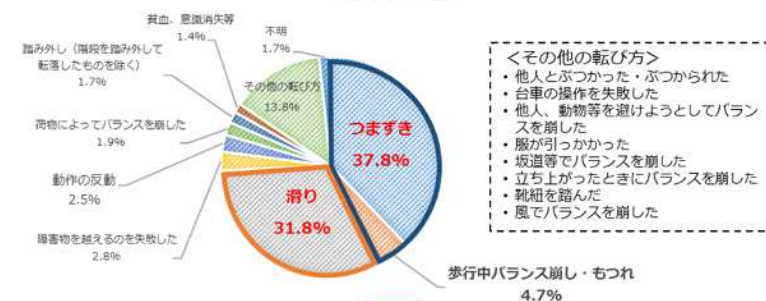
47日

### 転倒したのは...



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

### 転倒時の類型



### 主な原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

■ 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください

■ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

■ 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）





# 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業 (1-9関係)

## 1 事業の目的

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律が平成29年3月に施行。国は基本計画を策定し（閣議決定）、超党派議員によるフォローアップが行われる。

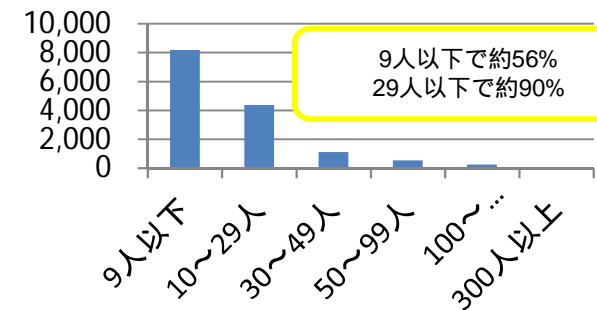
基本計画（抄）

5.（1）

・・・また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者労働者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。

建設業労働災害防止協会会員企業（多くはゼネコンで100人以上規模）は、自主的な取組や既存の建災防の事業により、自律的に労働災害防止対策を実施  
中小専門工事業者（多くは建災防非会員）は自律的に安全衛生対策を講じることが困難であり、建災防の丁寧な支援が必要

令和4年休業4日以上死傷者数（事業場規模別）



## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 事業概要

中小専門工事業者等に対する指導

・ 集団指導（WEB）・技術研修会

中小専門工事業者等の店社の管理者・安全衛生担当者、現場の職長・作業員を対象とした教育を行う。

（法定の教育等は除く）

・ パトロール

建災防が中心となって建設現場のパトロールを実施し、非会員の事業場に対し指導を行う。

・ 個別指導

建災防の指導員が建設現場を個別に訪問し、安全衛生上の問題点、改善点がないか指導を行う。集団指導の参加者のフォローアップとして行うことを原則とする。

中小専門工事業者等の意識啓発

安全衛生大会を開催し、安全衛生意識の向上を図る。

中小専門工事業者が使用する映像教材の作成

中小専門工事業者が社内教育等で使用する映像教材を作成し、インターネットを通じ配信する。

映像教材のテーマ例：安全帯の正しい使用方法

車両系建設機械との接触防止など

支部活動のコンサルティング

支部活動を効果的に実施するため、安全管理士等を置き、支部に対する指導等を行う。

「中小」は29人以下の規模を想定している。

### 実施主体

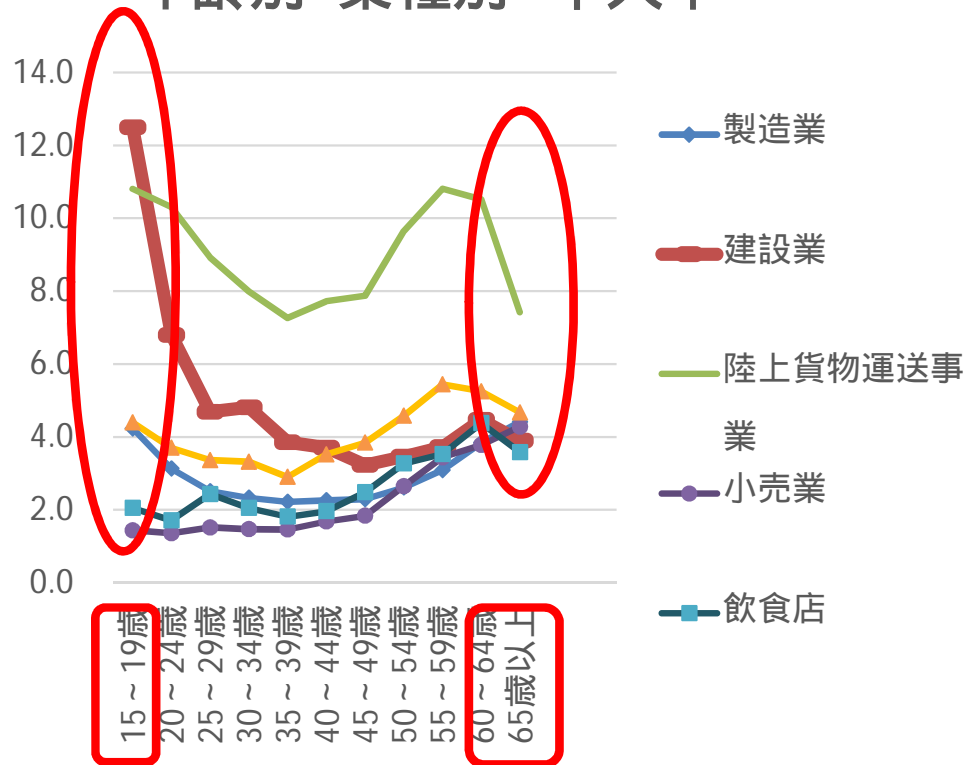
実施主体：建設業労働災害防止協会

補助率：10/10

# 高年齢労働者の労働災害の特徴(年齢別・業種別、男女別の傾向。1 - 10関係)

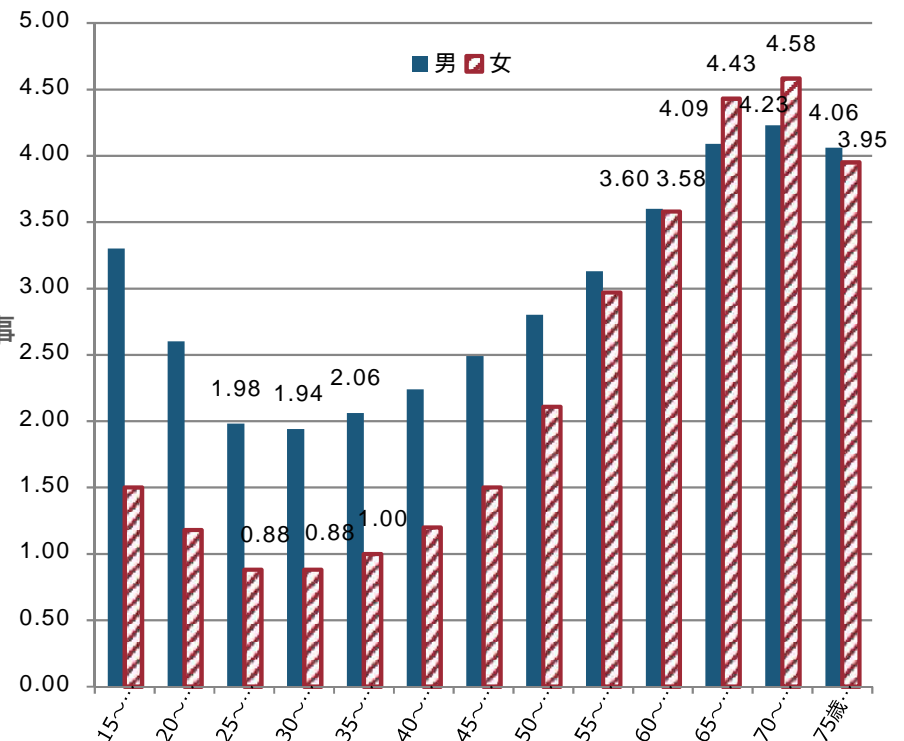
**労働災害発生率(千人率)は、男女ともに、若年層と高年齢労働者で高い。**  
 (特に、**建設業における若年層**の発生率が高い。)  
 65~74歳の労働災害発生率(千人率)を、30歳前後の最小値と比べると、  
**男性で約2倍、女性で約5倍。**

## 年齢別・業種別 千人率



データ出所：労働者死傷病報告(令和3年)  
 労働力調査(基本集計・年次・2021年)  
 1年間の平均労働者数として、「役員を含んだ雇用者数」を用いている。

## 年齢別・男女別 千人率(全産業)



千人率 = 労働災害による死傷者数 / 平均労働者数 × 1,000  
 便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた。

データ出所：労働者死傷病報告(令和4年)  
 新型コロナウイルス感染症への罹患によるものを除く

労働力調査(基本集計・年次・2022年)

# 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン (エイジフレンドリーガイドライン)

ガイドライン全文(厚生労働省HP)  
令和2年3月16日付け基安発0316第1号通知



高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや、労働災害予防の観点での健康づくりを推進するために、**事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すもの。**

## 求められる取組

**事業者**：高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**

**労働者**：事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

## 事業者の取組

- 1：安全衛生管理体制の確立等**(経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施)
- 2：職場環境の改善**(身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫)
- 3：高齢労働者の健康や体力の状況の把握**(健康診断等により、事業者、高齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握)
- 4：高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応**(把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組)
- 5：安全衛生教育**(写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練)

## 労働者の取組

- 1：自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める。
- 2：日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む。

## ガイドラインを踏まえた対策

- ガイドラインの周知・啓発  
(労働局、監督署等を通じた周知)
- 個別事業場へのコンサルティング  
(専門家が訪問し、改善のアドバイス)
- 中小企業への支援  
(エイジフレンドリー補助金 後述)
- 社会的評価を高める仕組みの推進  
(あんぜんプロジェクト「見える」安全活動コンクールを通じた優良事例の公表)



# エイジフレンドリー補助金（ご案内）

「高年齢労働者の労働災害防止対策」や「コラボヘルス等の労働者の健康保持増進」のための取組に対して補助（申請受付期間：**令和5年6月12日から令和5年10月末日**）  
令和5年度は、転倒防止や腰痛等防止の**ソフト対策（運動指導の実施）**を強化

	高年齢労働者の 労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（ 1 ） (3) 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（ 1 ） (3) 労働者を常時1名以上雇用している 高年齢労働者が事業場に所属していない場合も補助の対象。
補助対象	高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費（健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育等）
補助率 (上限額)	1 / 2 (上限額：100万円)	3 / 4 (上限額：30万円)

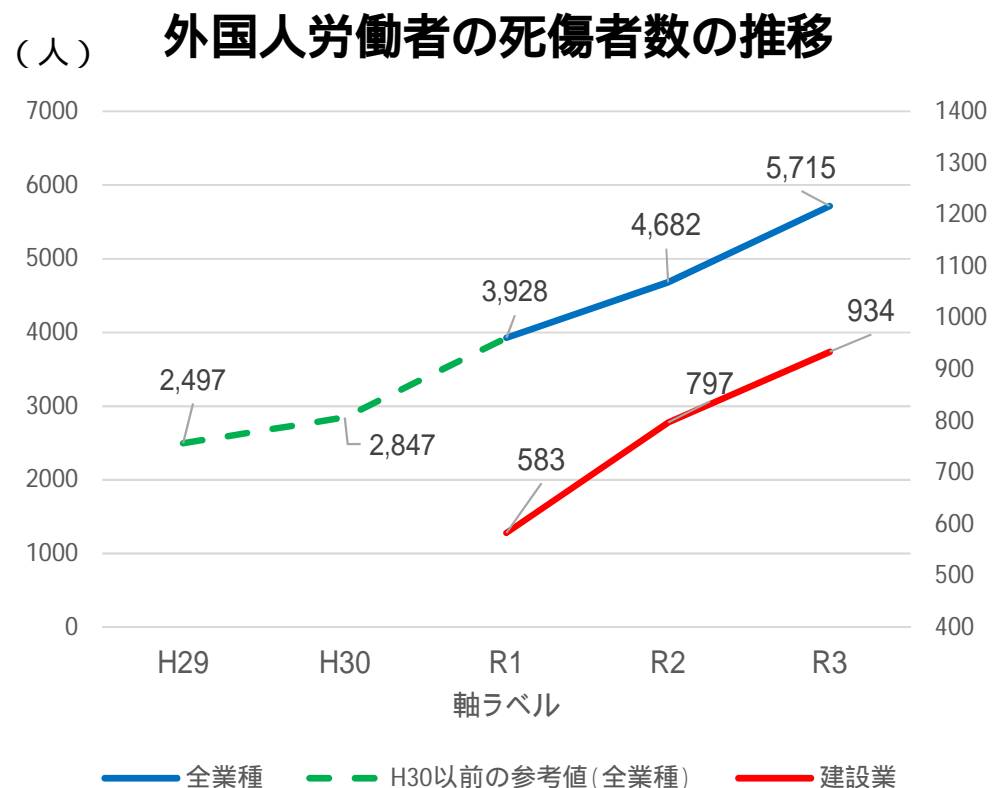
2コース併せての上限額は100万円です。  
全ての申請者に交付されるものではありません。

コラボヘルス：  
医療保険者と事業者が連携して、労働者の予防・健康づくりを実行すること。

## < 中小企業事業者の範囲 >

業種	業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、 <b>建設業</b> 、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。  
医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。



出典：労働者死傷病報告（厚生労働省）

労働者死傷病報告の報告事項に国籍や在留資格が含まれたのは令和元年以降であり、H30年以前の数値は労働基準監督署で把握できた範囲の情報をもとに集計したもの。

令和2年、3年の死傷者数には、新型コロナウイルスに感染して被災した者も含まれている。

# 外国人労働者の安全衛生対策

業務経験が  
比較的短い

日本語そのものの  
理解が不十分

コミュニケーション不足により、  
職場の「危険」の伝達・理解も不足

## 対応方針

### 労働災害防止のための安全衛生教育等の実施

外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。（**母国語や視聴覚教材の使用**）  
使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を**確実に**理解させる。  
標識、掲示及び表示等に**図解を用いる**、**母国語で**注意喚起語を**表示する**。 等

## 具体的な支援

### 安全衛生教育の支援

**教育マニュアル**の作成（未熟練労働者対象）

（一部は外国人向け翻訳（28 製造業、29 陸運業、商業、30 産廃業、1 警備業））

外国人労働者向け**視聴覚教材**の作成（コミック、動画、VR等）

**外国人在留支援センター**（R2.7月開設（於：東京・四谷））

安全衛生相談窓口の設置、事業者向け教育マニュアル（作成中）、全国で個別訪問実施

# 外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 外国人労働者への安全衛生教育や健康管理を実施 \*国は、危険を「見える化」するピクトグラム安全表示の開発を促進

外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。（母国語や視聴覚教材の使用）

使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を確実に理解させる。

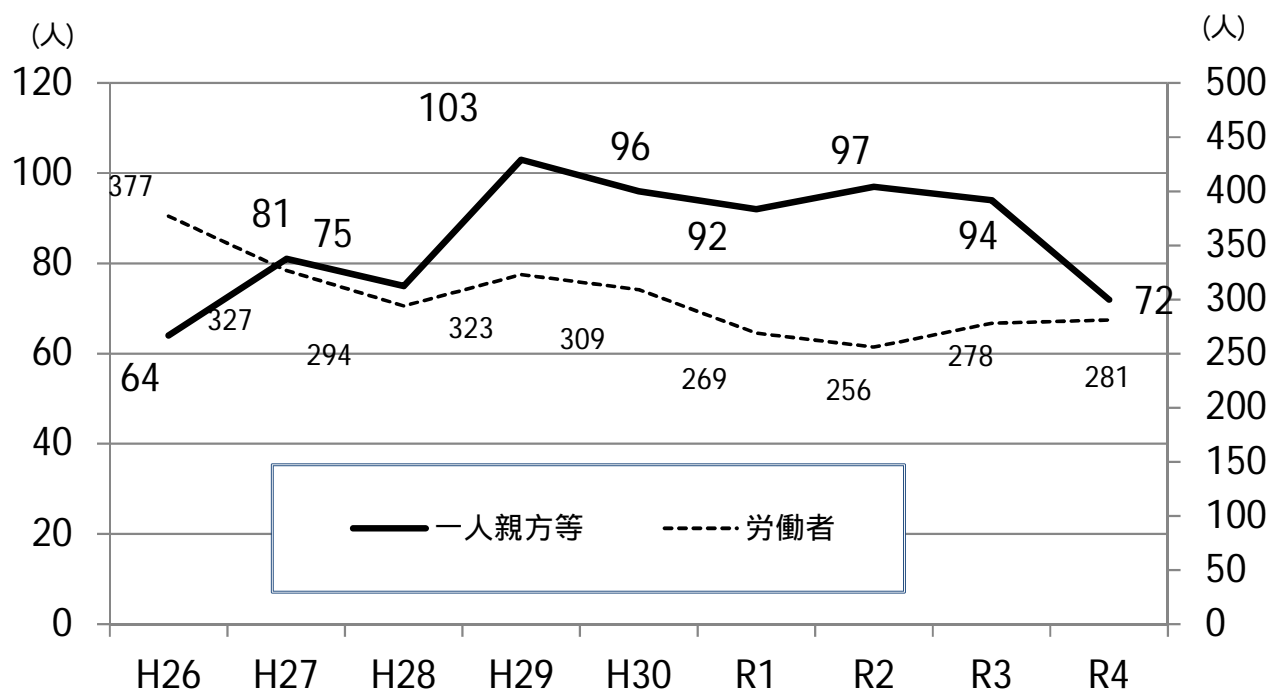
標識、掲示及び表示等に図解を用いる、母国語で注意喚起語を表示する。等



安全表示の例

資料出所:外国人技能実習機構製造業マニュアル

# 建設業における一人親方等の死亡災害の発生状況 (1 - 12関係)



令和4年の一人親方等の死亡災害の内訳は、一人親方（36名）、中小事業主（30名）、役員（2名）、家族従事者（4名）。

出典：（労働者）死亡災害報告  
（一人親方等）厚生労働省調べ（都道府県労働局・労働基準監督署が把握したものを集計）



# 令和4年 建設業の一人親方等の死亡災害発生状況概要

以下の災害発生状況は、建設業の一人親方等の死亡災害について、都道府県労働局・労働基準監督署にて把握したものを集計したものである。

<表1. 工事の種類別 災害発生状況>

<表2. 事故の型別 / 起因物別 災害発生状況>

	土木工事	建築工事			その他の建設工事	分類不能・不明	総計	墜落、転落															崩壊、倒壊	激突	激突され	飛来、落下	はさまれ、巻き込まれ	転倒	有害物等との接触	感電	高温・低温の物との接触	おぼれ	火災	交通事故(道路)	分類不能	その他	総計	
		鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	木造家屋建築工事	その他の建築工事				合計	足場	屋根、はり、もや、けた、合掌	はしご等	建築物、構築物等	作業床、あゆみ板	掘削用機械	開口部	フォークリフト	高所作業車	立木等	整地・運搬・積込み用機械	その他の仮設物、建築物、構築物等	階段、栈橋	機械装置																トラック
一人親方等	10 (11)	10 (6)	18 (22)	21 (34)	49 (62)	12 (18)	1 (3)	72 (94)	10 (17)	10 (15)	12 (11)	7 (3)	3 (3)	0 (3)	2 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	46 (62)	4 (7)	1 (0)	3 (6)	2 (4)	3 (3)	3 (3)	1 (2)	1 (1)	2 (1)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (5)	72 (94)
一人親方	3 (3)	3 (4)	12 (16)	11 (18)	26 (38)	6 (9)	1 (1)	36 (51)	6 (11)	5 (10)	8 (7)	4 (1)	2 (1)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	26 (38)	2 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (3)	0 (2)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (4)	36 (51)	

「一人親方」とは、労働者を使用しないで事業を行う者である。

「一人親方等」の「等」は、中小事業主(30名)、役員(2名)、家族従事者(4名)である。

死亡者数。( )内は令和3年数値

# 建設業の一人親方等の安全衛生活動支援事業

## 1 事業の目的

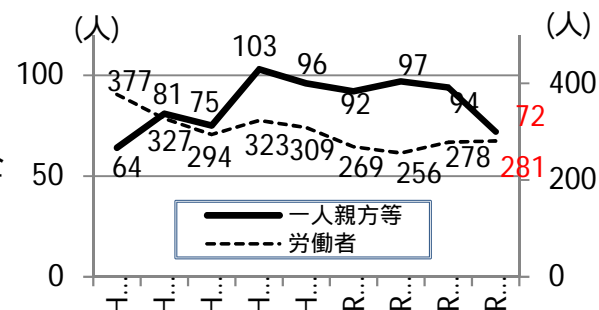
- 一人親方等は労働者ではないことから、労働安全衛生法の適用はない。
- 一方、一人親方等の死亡災害について、特別加入申請や報道等の情報を基に平成26年から労働局及び監督署で集計している。最近は、100名弱の数字で推移している。



このような状況から、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成29年3月施行）では、一人親方等を含め、建設工事従事者の安全と健康の確保について、国が必要な施策を講ずることとされた。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき策定された基本計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づく対応が必要。

《一人親方等の死亡災害発生状況》



## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 事業概要

- 一人親方等に対する安全衛生対策に係るパンフレットの作成。
- 一人親方等を使用する事業者に対する留意事項をまとめたパンフレットの作成。
- 一人親方等に対する、安全衛生教育を実施する（全国6ブロック、各3回、WEB）。
- 一人親方等が入場している現場（主に木建工事を念頭）に対する巡回指導（全国で100人の指導員が年間24日活動）。

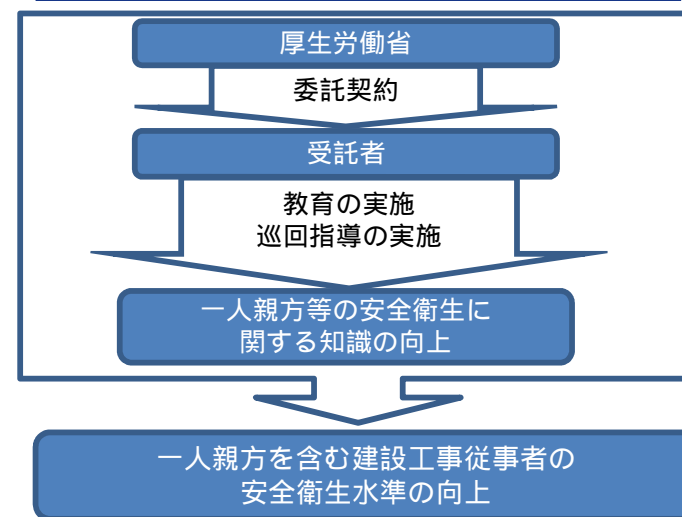
### <参考> 建設アスベスト訴訟に係る最高裁判決

建設作業で石綿（アスベスト）にばく露し、肺がん等に罹患した元労働者や一人親方が、国を相手取り、規制が十分であったかが争われた「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決（令和3年5月17日）において、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。

### 実施主体

実施主体: 委託事業

### 事業スキーム



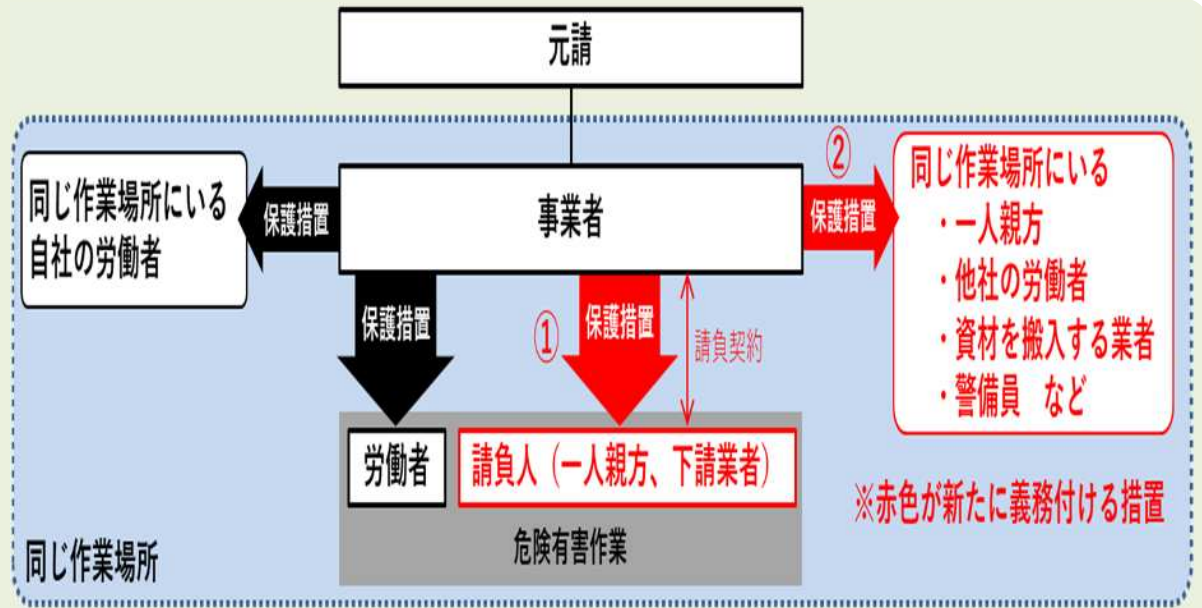
# 個人事業者等に対する安全衛生対策

建設アスベスト訴訟の最高裁判決において、石綿(アスベスト)の規制根拠である労働安全衛生法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正。

**危険有害な作業を行う事業者は、以下の措置を講じなければならない。**

労働者以外の者にも危険有害な作業を請け負わせる場合は、**請負人(一人親方、下請業者)**に対しても、**労働者と同等の保護措置を実施。**

**同じ作業場所にいる労働者以外の者(他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない)に対しても、労働者と同等の保護措置を実施。**



## 危険有害な作業を請け負う請負人(一人親方、下請業者)に対する保護措置の主な内容

- 有害物の発散防止の装置等の稼働 請負人のみが作業する時も稼働させる、使用を許可する等 **配慮する義務。**
- マスク等の保護具の使用 保護具の使用が必要である旨を **周知する義務。**
- 安全確保のための作業方法の遵守 作業方法の遵守が必要である旨を **周知する義務。**
- 作業終了次の身体の汚染除去等 汚染除去が必要である旨を **周知する義務。**

令和5年  
4月1日  
施行

## 同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する保護措置の主な内容

- 危険箇所への立入禁止 立ち入りを禁止する **義務。**
- 特定の場所での喫煙・飲食禁止 喫煙・飲食を禁止する **義務。**
- 危険性等に関する掲示 掲示して知らせる **義務。**
- 事故発生時の退避 退避させる **義務。**

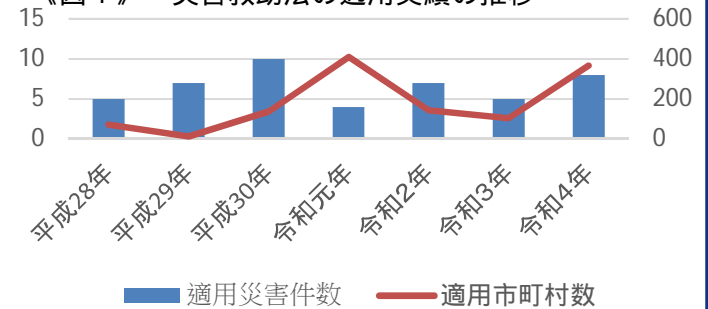
# 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 (1 - 15)

## 1 事業の目的

- 日本各地で地震、豪雨、台風等の災害が連続して発生しており、大規模自然災害の被害からの復旧・復興工事における安全衛生確保が大きな課題となっている。
- これまでに実施してきた東日本大震災等に係る復旧・復興工事の安全衛生確保支援事業により復旧・復興工事における安全衛生確保支援のノウハウ等が蓄積されている。
- このノウハウ等を活用し自然災害からの復旧・復興工事の安全衛生確保を支援する。

⇒ 雇用問題と表裏一体をなす復旧・復興工事に従事する労働者の安全確保

《図1》 災害救助法の適用実績の推移



出典：内閣府資料（令和四年版防災白書）

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

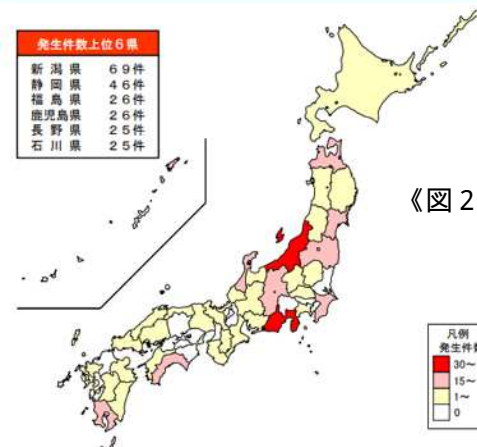
### 事業概要

- 復旧・復興工事安全衛生確保支援センター等の設置  
全国47支部に活動拠点を設置。特に東日本大震災等の復旧・復興工事が継続する東北3県及び熊本県に復旧・復興工事安全衛生確保支援センターを設置。
- 復旧・復興工事現場に対する安全衛生専門家による巡回指導
- 中小ゼネコンの管理監督者等の安全衛生の「キーマン」に対する教育・研修の徹底

⇒ 復旧・復興工事の関係者が一体となって震災を含む自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策に取り組む

### 実施主体

実施主体：建設業労働災害防止協会  
補助率：10/10



《図2》 令和4年8月の土砂災害発生状況

出典：令和四年の土砂災害（国土交通省）

# チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインについて

(1 - 14関係)

## 趣旨・目的

本ガイドライン(H27.12.7付け基発1207第3号別添、R2.1.31改正)は、着用すべき保護具・保護衣や適切な伐木等作業方法を示すことにより、労働安全衛生法令や関係通達と相まって、伐木等作業における労働災害の防止に資することを目的としている。

## 【概要】

### 伐木等作業における保護具等の選定及び着用

下肢の切創防止用保護衣(則485) (JISに適合する防護ズボン等)、長袖の上衣、防振・防寒に役立つ厚手の手袋、安全靴その他適当な履物、保護帽(則484)・保護眼鏡・耳栓等 (作業性が高く視認性の高い目立つ色合いのものを選定)

### チェーンソーの選定、取扱い方法

事前準備等(事前調査・記録、リスクアセスメント、作業計画の作成、作業指揮者の選任、教育)

### 伐木の作業における安全の確保

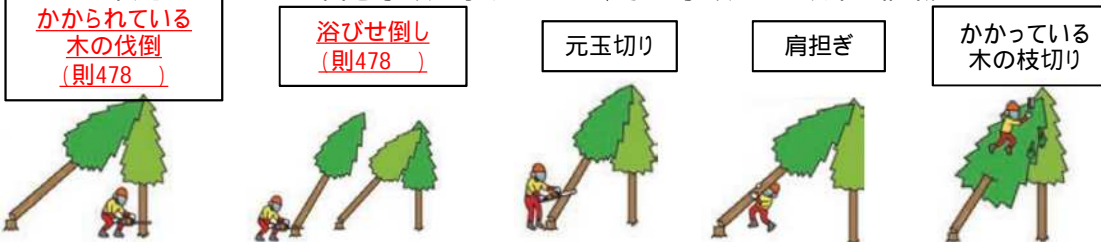
つるがらみの状態等の確認及び取除き(則477 二)、伐倒方向の確認(図1参照)、伐倒者以外の労働者の立入禁止(則481) (図2参照)、適切な受け口・追い口・つるの作成(則477 三)(図3参照)等

### 造材作業における安全の確保

木材の転落防止(則480) 及び 立入禁止(則481)、同一の原木の玉切り禁止 等

### かかり木の処理の作業における安全の確保

かかり木処理についての留意事項を示すとともに、禁止事項として以下を記載



赤字下線は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)において規定されている事項

図1  
伐倒方向

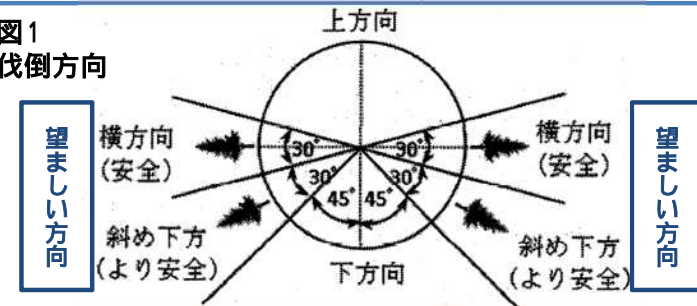


図2  
立入禁止範囲

②半径が①樹高の2倍の距離の円  
(立入禁止の範囲)

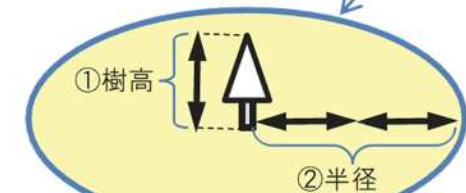
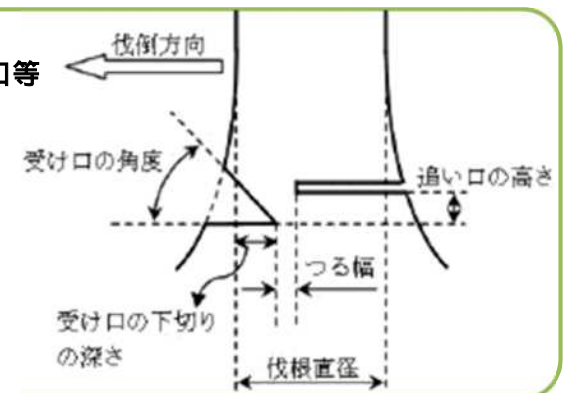


図3  
受け口、追い口等



## 1 事業の目的

- 車両系建設機械との激突や移動式クレーンの転倒等による重篤な労働災害が頻発しており（令和4年の車両系建設機械又は移動式クレーンによる死亡災害は62件）、これらの機械等を用いた作業の安全化が喫緊の課題となっている。
- 車両系機械等については、ICTを活用して人や障害物との衝突の衝撃を軽減する機能、転倒時に運転者を守る機能といった高度な安全機能を有する機械等（高度安全機械等）の開発が進められており、国土交通省の検討委員会が取りまとめた「i-Construction～建設現場の生産性革命～」(平成28年4月i-Construction委員会)においても、その活用を推進していくこととされている。
- また、第14次労働災害防止計画において、安全衛生対策におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を重点事項として位置づけたところであり、自発的に高度安全機械等を導入する中小企業を対象にその導入のための経費の一部を補助し、車両系建設機械等による危険作業の安全化を促進する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体

建設業労働災害防止協会

補助金



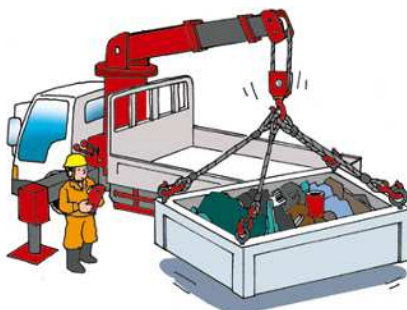
高度安全機械等導入事業者（中小企業）

補助率1/2

・指定された対象機械等を導入する事業者を審査の上、交付決定

### 補助対象の費用

高度安全機械等を導入するために要する費用



# 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画について

(1 - 17関係)

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。 )は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号。以下「建設職人基本法」という。 )に基づき、**政府が、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めるもの。**

当初の基本計画は平成29年6月に閣議決定。

建設職人基本法では「**少なくとも5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときにはこれを変更**しなければならない。」と規定されている。

## 建設職人基本法(抜粋)

第8条 **政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。 )を策定しなければならない。**

2～5 (略)

6 **政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化を勘案し、並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。**

7 (略)

### 【計画変更に係る審議等】

- ・令和5年2月21日 建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議
- 4月20日～5月10日 基本計画変更(案)に係るパブリックコメント
- 5月24日 建設工事従事者安全健康確保推進会議  
(国土交通副大臣・厚生労働副大臣・総務大臣政務官・経済産業大臣政務官)
- 6月13日 閣議決定

# 基本計画の主な変更内容

## 1 安全衛生経費に関する記載の充実

- 安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳明示するための標準見積書の作成・普及
- 発注者、建設業者及び国民一般に対する安全衛生経費の戦略的広報の実施

## 2 一人親方に関する記載の充実

- 一人親方との取引の適正化等の周知

## 3 建設工事の現場の安全性の点検等に関する記載の充実

- 建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の研究開発・普及

## 4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上に関する記載の充実

- 新・担い手3法や労働基準法を踏まえた「働き方改革」の推進、処遇の改善、インフラ分野のDXの推進
- 職業訓練の実施による事業主への支援等

## 5 墜落・転落災害の防止対策の充実強化に関する記載の充実

- 屋根・屋上等の端、低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害防止対策のためのマニュアルの作成・普及
- 足場点検の確実な実施のための措置の充実、一側足場の使用範囲の明確化
- 足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化

## 6 健康確保対策の強化に関する記載の追記

- 熱中症、騒音による健康障害防止対策
- 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等
- 新興・再興感染症への対応

## 7 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境改善に関する記載の追記

- 女性の活躍促進のための取組
- 増加する外国人労働者の労働災害への対応方法等
- 高齢労働者の安全と健康の確保につながる取組

## その他

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組の項目を削除
- その他、状況変化等を踏まえた変更